令和4年9月定例会 一般質問 筒井寛議員

※代表質問・一般質問の会議録より抜粋し掲載しております。(各議員からの「質問」(問)に該当する部分を黄色マーキングしております。)

「合理的配慮で『奈良いち』になる」

○筒井 寛 議長のお許しを得ましたので、一般質問を行います。

今回は、合理的配慮を必要とされている市民の方々に対し、本市ではどれぐらいその配慮が行き届いているか、意識の面で、また実生活上の面においてさらに大切な参政権の行使である選挙・投票について、どれぐらい合理的配慮ができているか、もっとどうしていったらいいのかを一緒に考えていただき、本市の施策に生かせていければいいなというふうに考えております。

まず、合理的配慮とは、簡単に言えば、わがままではなく、理にかなった気配り、心配りということになるでしょうか。

2016 年施行の障害者差別解消法によって可能な限りの合理的配慮を提供することを行政や学校、また企業や事業者は求められています。市としては、できることがやっていくのは当然ですし、またもっともっとできることはないかと常に考え続けていることが大事だと思うのでありますが、そんな中、今年度、令和4年度の予算で福祉活動支援補助金の枠、予算額が前年度に比べて4倍増、50万円から200万円と額そのものは小さいわけでありますけれども、それでも4倍増です。これは、香芝市としてこの問題をしっかりと意識し、ここに力を入れていきたいという意気込みの表れであると私は考えたいのであります。

ということで、今回の私の質問は、大項目は1つなんでありますが、その前半といたしまして、合理的配慮の提供に関する事業費の補助金について質問していきたいと思います。

まず初めに、この補助金の概要として、その趣旨、目的はどのように設定されているか、お 答えください。

壇上からは以上とします。

○福祉部長 この事業は、福祉基金を原資としまして、地域福祉の推進を目的とする事業に対して福祉活動支援補助金として補助金を交付してございます。市民の障害に対する理解を促進するとともに、障害を理由とする差別の解消に取り組み、障害の有無に関わらない地域共生のまちづくりの推進を図るため、合理的配慮の提供に関する事業につきまして補助対象とするものでございます。

○筒井 寛 今の説明で、福祉活動支援補助金に含まれているその使われ方の一つとして合理 的配慮の実現にも交付されていくと、そのように理解いたします。

では、その予算額なんですが、先ほどもう先に総額で200万円と言ってしまいましたけれど も、改めてその内訳と内容、さらにそれに応じた交付額等、それぞれあると思うので、それを 含めての予算としてお答えいただけたらと思います。

○福祉部長 事業内容といたしましては、コミュニケーションツールの作成に対する補助としまして上限 5 万円、また物品の購入に対する補助としまして上限 10 万円、工事の施工に対する補助としまして上限 20 万円を補助するもので、全体として、先ほど議員おっしゃっていただいたように 200 万円の予算措置をしてございます。

〇筒井 寛 お金がかかる工事やら、あるいは手早く買えるもの、それはいろいろありましたんで、それで総額 200 万円ということだというふうに思います。

そうしましたら、この補助金制度、これを使っていただいて、市として期待すること、ものですが、この補助金で期待していること、それはどんなことなんでしょうか。できれば具体的にお願いいたします。

○福祉部長 具体例といたしましては、段差の解消、手すりの取りつけ、点字ブロック敷設等のハード面における合理的配慮の普及については、市としまして当然期待するところではございますが、この補助金の趣旨でございます障害の有無に関わらない地域共生のまちづくりの推進を図る観点から、点字式、または音声式メニューや筆談ボードといった、いわゆるコミュニケーション支援における合理的配慮についても普及が進むことを期待してございます。

〇筒井 寛 そうですね。身体障害者と呼ばれる方々に対しては、もちろんまだまだ不十分だとは思いますけれども、少しずつ理解と対応というのは進んできているようには思うんですけれども、今答弁の後半のほうにありましたコミュニケーション支援が必要な人、情報障害というふうにも言われます、盲の方、聾の方などですね。そのような方々に対する対応としての合理的配慮だというのがもっともっと進んだらいいなというふうに思います。

最近のニュースでですが、コンビニのローソンがレジ横に指さしシートっていう、こんなやつでございますが、レジ横に指さしシートを設置したって、こういうニュースが出てました。日本全国の全部の、約1万4,000店舗ローソンはあるらしいんですが、全部の店にレジ袋が要りませんとか温めてくださいとかっていうのを指さしでできるような、そういうのをつけたということでニュースになってました。こんなんは、大きな企業さんですから、自社の経費でちゃんとやらはるんではありますが、個人の店舗とか、そういうところでもこういうなんが導入してもらえるように、この補助金を使ってもらえるような、そういう状況になっていけばいいなというふうに考えております。

たくさんの人に使ってもらおうというふうに思っているからこそ、多くの人にまず知ってもらわないと、この補助金の制度をね。多くの市民の皆さん、事業者さん、お店とか、使ってもらうためにはとにかくたくさんの人に知ってもらわなあかんというふうに、まずは考えているわけでありますが、所管としてはこの補助金の制度、これがあるということをどのように広報、要は宣伝ですが、周知方法はどのようにされてきましたか。

○福祉部長 周知方法といたしましては、広報「かしば」6月号及び市のホームページ、そしてフェイスブックに募集記事を掲載したほか、香芝市商工会や香芝市医師会、歯科医師会のご理解、ご協力の下、各会員様宛てに個別に募集チラシを送付いたしてございます。また、市内の主立った金融機関にもチラシを置かせていただきまして、周知啓発に努めてございます。

○筒井 寛 頑張ってくれてはるようには思います。

その効果っていうところを聞きたいんですが、それはもう一つ後で聞くとしまして、今の答 弁からしますと、周知対象としているのが事業者とか法人とか、そういうものにちょっと限ら れているようには聞こえたんですが、いわゆる障害者団体、障害者の方々の団体ですね、そう いうなんについては、これは対象にはならないんですか。

○福祉部長 障害者団体等につきましては、地域福祉の推進を目的とするところから、従来の 福祉活動支援補助金の補助対象団体でございますが、合理的配慮の提供に関する事業費、補助 金の啓発周知につきましては、その目的でございます市民の障害理解の促進及び地域共生のま ちづくりの推進のために特に事業者、法人等様に周知対象として取り組んでおるところでござ います。

○筒井 寛 なるほど、分かりました。要は、福祉団体はそもそも福祉活動支援補助金の対象 の中に含まれとるわけですな。だからこそ、この合理的配慮の提供に関する補助金に関しては、 事業者さんとかお店の方に特に使ってもらいたいということで、そっちに力を入れてるという ことですね。よく分かりました。

では、そうやって広報、宣伝、今頑張ってくれてはるというふうには一応は聞きましたが、 どうでしょう。それがしっかり認知されているというような状況だというふうには捉えてはり ますか。

○福祉部長 8月 31 日時点でございますが、ホームページの閲覧件数につきましては 324 件、フェイスブックの閲覧件数は 220 件となっております。また、電話等によるお問合せやご相談は 9 件ございました。認知度向上に向けまして、今後も普及啓発に継続して取り組んでまいります。

○筒井 寛 ホームページとかフェイスブックの閲覧数というのが 300 とか 200 とかっていう、 そういう数字で言うてくれはったんですが、それがなかなか、今の数字が多いのか少ないのか っていう判断は、なかなか難しいところなんですけどね。電話や問合せの相談が9件っていうのは、ちょっと少なく感じるかなというふうに思います。言うても、ホームページやフェイスブックが自分から見に行ってるとは言うても、受動的なもんではあるかなというふうに思うんですが、見に行ってるとはいえ発信をしてるわけではないので。電話は、かけるとなったら、自分の意思で電話をかけるわけですから、そっちのほうがまだ9件ぐらいっていうのはちょっと少ないかなという感じはあります。でも、それでも9件もそうやっていただいているわけでありますから、問合せをいただいて、相談もいただいているわけでありますから、それは本当にありがたい、感謝しゃあなあかんというふうに思います。

それも含めてというふうになるかと思うんですが、ではそれも含めて実際現時点での申請状況、補助金の交付、実際にどれぐらい件数が何件あって、それで予算がどれぐらい使えてるかというのは、どういう状況ですか。

○福祉部長 9件のお問合せにつきましては、いずれも補助金の交付にまでは至ってございませんけれども、うち1件につきましては既に申請をいただいており、4件につきましても申請に向けて現在検討、調整を行っており、ほぼ申請に至る直前の状態となっております。以上、5件の事業につきましては概算で総額70万円程度となる見込みでございます。

○筒井 寛 現時点では、残念ながら執行はゼロということでしたですね、今の答弁はね。でも、1件は申請が出てて決まりで、あとの4件も決まりそうなところまで来てるということで言うてくれはったんで、何とかちょっとだけは使えて、ちょっとというか、70万円やからざっくり3分の1以上は使えそうやということですよね。たしかこれ6月の末ぐらいから年明けの1月末までやったように思います、募集期間が。まだ時間はあるわけでありますが、今後というか、しっかりと宣伝、広報頑張っていただきまして、たくさんの人に知ってもらって、いっぱい使ってもらって、予算が足らんっていう、慌てなあかんぐらいになるように頑張ってもらいたいなというふうには思います。

数はもちろん重要なんですが、中身ですよね、大事なんはね。今申請、1件と4件と、プラス5件ぐらいは何とかっていう話なんですが、申請していただいている、または予定されているもので、それらの内容はどういう内容のことになっていますか。

○福祉部長 申請をいただいている内容につきましては、筆談ボードを購入いただくものとなってございます。

また、申請検討中のものといたしましては、2件が手すりとスロープの設置、そして1件が 手すりの設置、そしてもう一件がコミュニケーションボードの作成を検討されておられます。

○筒井 寛 筆談ボード、コミュニケーションボード、手すり、スロープですね。気になるのは、それらはニーズがあってそういうことをしようと考え、すいません、要は何が言いたいか

というと、合理的配慮を必要とする、そういう方々がおられて、その方々のニーズというものがあって、今実施されようとしているものがそのニーズと合っているか、合致しているかっていうことなんですが、その辺は担当としてはどのように捉えてはりますか。

○福祉部長 聴覚障害や身体障害をお持ちの方など不特定多数の方の来所が想定され、そのような人たちのコミュニケーションや移動の円滑化に寄与するものと思われますので、支援が必要な方々の多様なニーズにお応えできるものであると考えております。

○筒井 寛 ここ、その辺のところがすごく重要だというふうに思います。市としても、市が何をするべきなのか、するのかとか、それからこの補助金を使ってできることを今しようと考えてくれてる人がおる、そういう方々も、市もですし、この方々も一生懸命こう考えて役に立つことをやろうというふうに思うてくれてるわけですが、この辺は健常者の感覚というか、限界というか、どうしてもほんまにその立場の人でないと気づかないというようなこともあるかというふうに思ってしまうわけであります。

ですから、合理的配慮を必要とする方々のニーズっていうものを聞き取りしていくことっているのは、必要なんかなというふうに私は思うわけでありますが、例えば障害者団体とか、そういうところへのヒアリングとか、そういうことってできないもんなんでしょうか。

○福祉部長 香芝市手話言語及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段に関する条例、 こちらに基づきまして、年1回開催しております香芝市手話言語・コミュニケーション施策推 進会議、こちらにおきまして障害のある方や各当事者団体の皆様からのご意見を頂戴いたしま して、施策推進の参考とさせていただいてございます。

○筒井 寛 推進会議ですね。これ、ほんまに大事やと思います。その中で、本当に必要とされているもの、その中で市がやっていかなあかんもん、それからまたそういう市内のお店とかでそうやってやってほしいということとか、それぞれあると思うんですけども、そういう、それを目に見える形で実現していくために、ニーズですね。そのニーズの内容を市のほうが知る、それからやろうとしてくれて、考えてはる人に知ってもらう、それが大切なんやというふうに思います。ですから、例えば募集の仕方もこういう補助金がありますよっていうのもあれやねんけど、例えばこういうことをしてほしいんですけど、こういうことをやってくださいみたいな、そういう形でのそういう募集の仕方とか、そんなんも考えてもらえたらなというふうなわけであります。

この推進会議、こんなんは堅いもんで、多分年1回って今もありましたが、ということでは ありますが、日頃から折に触れコミュニケーションを取っていただいて、声を拾い上げていっ ていただきたいなというふうに思います。

ということで、前半のまとめ的にもうなるんですが、<mark>今後この補助金事業、これをどのよう</mark>

にしていこうと考えているか、展開というか、今後の方向性ですね。どのように考えておられるかっていうのをお願いします。

○福祉部長 今後につきましては、広報やホームページによる従来の周知方法のほか、出前講座や研修等の実施による障害理解啓発の推進、また不特定多数の方の来訪が見込まれる市内コンビニエンスストア、こちらへの個別訪問による案内周知も検討してございます。支援を必要とされる方々の多様なニーズに合致した合理的配慮の提供に対応した事業所で市内が活気づきますよう、事業のさらなる普及啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

○筒井 寛 ありがとうございます。

今の答弁の中で個別訪問による案内周知とか、そこまで言うてくれはりましたんで、ほんまに気持ち的には市内中の、コンビニと言わず全部の店に直接行って、何なら市長がじきじきに一軒一軒回ってほしいみたいな、それぐらい言いたい気持ちなんですが、もちろん仕事はこれだけと違いますので、そんなむちゃなことは言いませんけれども、気持ちはほんまそれぐらいのつもりです。とにかく市民の皆さんみんながこのことを知ってもらって、市民の皆さんみんながやろう、やらなあかんというふうに思ってもらうようになって、200万円では到底足らん、来年度はもっとようけ予算組まなあかんなっていうような、そんな状況になって、市内中に合理的配慮のものが至るところにあふれているような、当たり前にあるような、必要としている人に必要な配慮が十分に行き届くような、そんな香芝市であればいいなというふうに思いますので、この事業の推進をぜひともよろしくお願いします。

ということで、一応前半は終わりまして、後半の話、選挙・投票のときの合理的配慮について話をしていきたいわけでありますが、それに入るに当たって2点ほど。

1つは、ニュースにもなったから知ってる方も多いと思うんですが、2020 年、大阪のほうで知的、精神的な障害を持つ方の保護者の方が投票に関して事前に役所に問い合わせたところ、保護者が代わりに書いてもいいと言われたものと勘違い、これは勘違いです、本当はあかんので、勘違いしてしまって、だから当然実際現場に行ったら対応が事前の話と違うということから、強引に子供の代わりに書いて投票してしまったと。だから、警察を呼ばれ、逮捕され、起訴まれされたという事件があったんです。これ書いたことは違法です、それはあかんのです、ほんまに。代理で書く代理投票は、また後で言いますが、そこの現場におる、投票所におる人がせなあかんのですけど。だから、違法は違法なんですけど、その母親を逮捕、起訴までせなあかん事件やったんかと。役所のほうの対応にも問題はなかったんかなと、ちょっと考え込んでしまうような、そういう事件が1つあったことと、それからもう一つ、これは香芝のことであります。去年10月衆院選、今年の7月参院選で、以前から選挙のたびに障害を持つお子さんの保護者の方からいろんな感想をいただいてます。落ち着いて投票できましたとか、逆にあ

まり配慮してもらえれませんでしたとか、そういろいろ感想を聞く機会がありまして、お声をいただいとったんですが、去年の 10 月の衆院選のときは、ちょっと気にかけてくれてはったみたいですみたいな、そういう感想があって、その後の7月、この間、7月にあった参院選のときは、残念ながら後退、後退というのは後戻りという感じでしたというふうにご意見をいただいてしまったんです、これは私としても大変ショックでありまして。

すいません、先に言うときます。職員さん方々の名誉のためにも、これはしっかり言うとかなあかんのですけども、とにかく一生懸命やってくれてはります。ほんで、精いっぱい、どうやったら無理なく自然に投票できるのかということを必死で考えてやろうとしてくれてはります。私もしつこいほど繰り返し、ちゃんと配慮してよって何回もお願いするし、市長からも十分に配慮するようにという指示があったということも聞いております。いかんせん私自身、恥ずかしながら勉強不足で、なかなか具体的にこうしてっていうことが言えないまま、職員方々も健常者の発想、限界の中で、残念ながら十分に対応できなかったというふうな状況があったのかなというところで、反省のしきりでございます。

今本当に職員さんを責めるとか、そんなつもりでは全くありません。そうではなくて、これからしっかり勉強しましょう、調査研究して具体的なノウハウを持ちましょうということが目的ですので、市長をはじめ、理事者の皆さんから議員さんも一緒に考えていただけたらなというふうに思います。

ということで、まずは基本的なところから、選挙管理委員会、所管する総務部に聞いていく 話になるかと思いますが、選挙・投票時の合理的配慮について、本市としての基本的な考え方 を示していただくところから聞きたいと思います。

○総務部長 選挙の基本原則といたしましては、日本国憲法に定められております選挙権の保障、法の下の平等、投票の秘密保持の趣旨から選挙権を有する方の投票について、政治的、経済的、または社会的関係において差別されることなく、また不自由な思いをすることなく行えるように、最大限の配慮を行うようにしなければならないものと考えてございます。

○筒井 寛 ありがとうございます。

では、その憲法に保障された合理的配慮を必要とされる方々としての、その対象となる範囲というのはどのように認識されているでしょうか。

○総務部長 合理的配慮を必要とされる対象者につきましては、選挙における投票とは、自ら 投票所へ行き、自ら候補者を投票用紙に自署し、投票箱に投函することから、それらの行為を 自ら行えない方に対して配慮を行う必要があるものと考えてございます。

先ほどの基本的な考え方を踏まえまして、主に次の方を想定してございます。

まず1つ目、投票所へ自ら赴くことができない方。

- 1つ、自ら投票用紙に候補者の氏名を記載することが困難な方。
- 1つ、自ら記載した投票用紙を投票箱に投函することが困難な方。
- 1つ、候補者を選択する判断能力を常に維持することが困難な方。以上のように考えております。
- **○筒井** 寛 今具体例として条件を4つほど挙げていただきました。その対象として、今想定されているその方々に対して、まず香芝市がしてるとかじゃなくて、憲法、法律に制度として、例えばさっきもちょっと言いましたが、代理投票とか、そういう法律にある制度として既に整備されている投票方法等、それを紹介してください。
- ○総務部長 合理的配慮による投票として、現在公職選挙法に照らし、認められている方法としましては、点字投票、病院等施設における不在者投票、郵便による不在者投票及び代理投票です。
- ○筒井 寛 今点字投票と不在者投票と、それから代理投票ということで、その例示をしてくれはったんですが、これまでの、これは本市においてです、実際の投票の場面、本市においてそれらが実際に行われたそのような例はあるでしょうか。
- **〇総務部長** 聞いている範囲では、そのような現場はあったということでございます。具体的には、目の不自由な方につきましては、投票を行う前に投票方法について投票受付の際に自署、または点字による投票か、あるいは代理投票かを選択していただく、希望される方法により投票していただいたということを聞いてございます。

また、声が聞こえない方、耳が不自由な方につきましては、受付の際に筆談による意思確認 を行っており、投票の手段については、目の不自由な方と同じ方法により選択していただいて おります。

次に、病院等施設に入院されている方などで、投票所において投票することができない方に つきましては、指定された病院施設での不在者投票を行っていただいてございます。

次に、両下肢が自由に動かせないなど重い障害をお持ちの方で、要件に該当する方につきま しては、郵便による不在者投票、または投票所に来られる際においては、主に代理投票による 投票を行ってございます。

次に、候補者を選択する判断能力を常に維持することが困難な方につきましては、事前に選挙管理委員会事務局にご相談いただければ、投票できる最もふさわしい方法により行わせていただくようにしてございます。また、直接投票所に来られる場合は、その時々によって臨機応変な対応をすることにより、投票に来られる方が投票できる最もよい方法で実施させていただけることを考えています。

○筒井 寛 今答弁してくれはったのを聞けば、しっかりとやってくれてはるというふうには

思うんですけども、後半、最後のほうに出てきましたね、事前に相談すればっていうところで、特に知的、または精神的な障害をお持ちの方、判断能力が持続できない方という範囲の中で、事前に相談すれば、もちろん法律の許す範囲の中でというのは、それは当然でありますが、相談に応じて臨機応変に、本人または家族から相談があれば、それに応じた投票方法で、最もふさわしい、最もよい方法というふうな形で言うてくれはりました。現場対応、そういう相談に応じて現場対応してもらえることもあるというふうに今答弁してもらったというふうには理解してよろしいでしょうか。

○総務部長 議員お見込みのとおりでございます。総務省からの通知におきましても、障害者等の投票支援に関わる取組として、そのような対応事例が通知されてございます。

○筒井 寛 そうなんですね。この辺も、本当に恥ずかしながら私自身勉強不足の部分もありまして、ほんまにこういうこと、そういうことをちゃんと知っておくことは大切やなとしみじみと感じております。

ただ、今のようなその辺の話、これをしっかりと、そういう合理的配慮とかということで対応してもらえるということで、それを必要とされる方々に対して周知というか、広報というか、伝えていくということが、それがほんまに大事かなというふうに思うんですよ。

さらに言うと、相談を受けたらということで今言うてくれはったんですけども、これ前半の補助金の話のときも千度言うとったんでありますが、ニーズの掘り起こしというか、だから相談を受けるという話、受けるのはもちろん受けるんですけど、こちらから積極的に聞きに行くと。それこそ障害者団体等に対してヒアリングとか、そういうなんを行って、こっちから聞き出していくという、そういうことが職員さんの意識や認識の向上、それから具体的な対処、対応に生かせる、もちろんそういう研修的な面も含めて、それから実際具体的な実施の面も含めて、そういうことができるようになっていくんちゃうかなというふうに思うわけでありますが、そういうこっちから積極的に聞きに行く、ヒアリングをすると、そういうようなことっていうのはできないもんでしょうか。

○総務部長 現状は、障害者団体等への積極的なヒアリングは行えていない状況でございます。 しかし、議員おっしゃいますように、投票することに不自由な思いをされている方への配慮の ためにも、配慮すべき対象者におきましては、投票の流れを知っていただくこと、選挙事務を 執行する側の我々職員においては、合理的配慮を必要とする方がどのようなことで不自由され ているのかを知り、そしてそれを解消する方法は何かを考え、方策を見いだすという2つの観 点から、選挙制度を知っていただくための広報を関係団体等に行うことや、ご要望に応じてこ ちらから出向きまして出前講座を実施させていただく、このようなことも検討していきたいな と考えています。 ○筒井 寛 今ヒアリング等は、現状はできていないと。けど、物すごく前向きには考えてくれてはるというような内容の答弁であったと、私は受け止めたいと思います。

本当にここのところは重要なことやというふうに思うんですが、重ねて強調しておきたいと思うんですけども、ヒアリングのそのものの重要性というものを合理的配慮を必要としておられる方々にとって、その方々が持ってはるニーズに対してしっかりと満足してはるのか、納得してはるのかと。今の現状としては、ヒアリングをこれからはしていくということを言うてくれてはるわけですが、今の現状というのはそういう方々に対して満足、納得してくれてはるかどうかというところは、市としてはどういうふうに認識しているか、捉えてるかっていうところでいうと、そこから次へ進むかと思うんで、それを重ねて聞いておきたいと思います。

○総務部長 冒頭に議員のほうからこういうお声があったという形でご紹介いただいたところでございますけれども、我々としましては障害により自ら1人で投票することが難しい方から相談を受け、実際に投票していただいた方からでは、知り得る限りでクレーム等、お問合せが特にあったということは聞いてございません。

今ご指摘いただきましたように、投票に来られた方でこちらの不手際によりお困りの方やご 気分を害された方がおられるのであれば、そのような思いをさせてしまったことにつきまして、 大変申し訳なく感じます。今後、十分に対応したいと思います。

〇筒井 寛 すいません。申し訳ないとかっていうような、一般質問の答弁の中で謝罪のような形でおっしゃったということ、そのような状況にしてしまった、事態にしてしまったことは、私のほうが申し訳ないと思います。申し訳ないです。本当に申し訳ございません。

さきに述べたように、さきに何度も言うておりますが、ここで職員さんとかを責めるとか、 そんなつもりは本当に全くございませんで、本当にちゃんと一生懸命誠心誠意配慮しゃあなあ かんと思いながらやってくれてはる、そういうふうにしたいと思ってる。思ってて、でも具体 的なところでの知識とかノウハウがちょっと足らんかった結果、少し配慮が足らんかったなら ば、勉強しましょう、調査研究しましょうとなるわけで、もうそれで、その調査研究とかって いう話なんですが、例えばよい例とか、ほかの自治体の先行事例、よい実施例、そういうなん も具体的に多分行われているとことかっていっぱいあると思うんですが、そういう例とか、そ ういうなんに対する調査研究っていうのは、どんなもんでしょう、されてる感じですかね。

○総務部長 先進的な取組を行われている自治体の事例といたしましては、1つといたしまして投票の流れ、つまり投票所、入場から投票した後、投票所から出るところまでの一連の流れ、これにつきまして投票所の入り口付近で動画を放送するなどされているところがございます。また、文字だけではなく、絵やピクトグラムで表示して、投票の流れを説明するという取組を行っている自治体もございます。

本市におきましても、このような取組事例を今後研究し、可能な限り取り入れていきたい、このように考えてございます。

○筒井 寛 私も今回こうやって質問するに当たって、いろいろ調べてみました。たくさんの資料があって、なるほど、こんなふうにやればええのかなとかというところはあったわけでありますが、でも実際もう既に投票所へ行ったら、下に、床のところに矢印でシールをこうずっと貼ってくれてはって、そのとおり行けば、その流れに沿って動けばいいようにできてくれてる、そんなんはやってくれてはりますし、それからもちろんほかにも今ありましたピクトグラムを使う、絵で表示するとか、それから口頭で説明するとなかなかその言葉が流れていってしまうので、全部ラミネートしたやつ、プリントアウトされたものにラミネートして、パネルとして見せながらゆっくり説明をする。これは、盲の人には当然役に立ちますし、そうじゃない言葉の理解が遅い人、そういう難しい言葉の理解がなかなか時間がかかる人とかにも役立つというようなことで、いろんな事例があります。

今言うてくれはったように、調査していただいて、何とか取り入れていただけたらなという ふうに思うんですが、そういうなんをいっぱい学んで、知識であるとか技術を、ストックを持 つわけですね、いっぱい蓄えてね。その中で、当事者の方々の声を聞きながらできること、そ れから必要性が高いものの選択、いや、もっと言うたらできることは全部するというふうに考 えていってほしいというふうに思うわけであります。

そういう実際調査もしてくれてはるという話でありますので、それを本市の取組として取り 入れていく、その実現性とかというものは、これからできていくものかというふうには考えて はりますか。

○総務部長 投票時の合理的配慮に対する基本的な考え方によりまして、特に配慮を要する方に最大限の配慮を行い、投票していただけるようにしなければならないと考えます。このため、平時からその取組については、ホームページでお知らせすること、選挙時に配布する啓発チラシに掲載する必要などがあると考えます。また、投票された方にアンケートをお願いすることや必要に応じてヒアリングを行い、どのような配慮が最もふさわしいかを広聴して研究し、今後の取組に生かしたい、このように考えてございます。

なお、ご要望等がございましたら、先進自治体の取組等を参考にしながら模擬投票を行うようにできればなと、このようにも考えてございます。これにより投票の流れを知っていただくとともに、本市の事務局、もしくは事務に従事する職員においても、どのような配慮を行うのが最もよいのかを模索できるよい取組ではないかと考えています。

〇筒井 寛 ここまでずっと答弁してくれてはる中で、今までもちろんちゃんとやってきてる、精いっぱいやってきたけども、いやいや、もっともっとできることはやっていこうという、そ

ういう思いがちゃんと込められている答弁をしてもらっているというふうに感じて、とてもこのことについてはうれしく思ってます。もちろんこれが実現せなあかんのですけども、それを期待したいし、期待できるかなっていうふうに今思いながら聞いておりました。

ほんまに選挙・投票における合理的配慮というところで、具体的にこれを前に進めていくために、これもヒアリングとかも考えてるというふうには言うてくれはりましたですが、私はなかなか理事者の組織的なことには口出しはできないんですが、アイデアとして、私はアイデアを投げることしかできないんですが、例えば庁内での連携、もうちょっと具体的に言うと、総務部選管と福祉部社会福祉課とが組む、組むというのは両方から人を出して投票時、投票のときの投票所の具体的な設置、準備、展開ですね。それを部局を超えたチームをつくって、それで考えていくみたいな、そういう協力体制っていうのはなかなかつくるのは難しいですか。

○総務部長 どのような形で連携できるかは、また検討いたしますけれども、必要に応じまして福祉部門等と十分調整し、対応していきたいと思います。なお、長の補助機関でございます総務部長の私が答弁いたしましたが、内容につきましては選挙管理委員長に対して確実に申し伝えますので、よろしくお願い申し上げます。

○筒井 寛 投票に関するその所管は総務部の選管なんですが、社会福祉課は日頃からそういう配慮を必要とする方々と接する機会がたくさんあるじゃないですか。そういうところがふだんからそういうことの認識がある、だからそういうところでの庁内体制をつくっていただけたらというふうに、こう考えているわけでありますが、さらに、何か重ねてになるかもしれませんが、プラス、今チームっていうたところへ市民さん、障害者団体が、障害をお持ちの方とか配慮が必要な方の市民さんを入れたもう一つ協力体制みたいなもんも考えてほしいなというふうに思うわけであります。なかなかそこは今も言うてくれはったように、調整という話で、これからの話になっていくわけでありますが、難しいとは思いますが、そういうとこら辺の市民さんも一緒にそういう投票に関する考えるチームをつくるみたいな、そういう協力体制っていうところは、さらに難しいですか。

○総務部長 法的にどうなんかという部分も含めまして、できる限り選挙管理委員会事務局の ほうでも勉強いたしまして、不自由なく投票してもらえるような環境、これを実現していくた めに鋭意努力していきたい、このように考えます。

○筒井 寛 ありがとうございます。

これからの調整の話ということで、難しい問題もいろいろあるかとは思いますが、精いっぱい考えてくれはるということで答弁をいただいておりますので、本当にありがたいかというふ

うに感じておりますので、これが実現していくような形でできれば、チーム云々の話は、それはちょっと置いておきまして、具体的配慮というところが現場で実現していくということを強く望んでおります。

選挙という話になりましたら、香芝ってよくよく考えたら、ほんまに大きな、選挙日程で考えたら、毎年って言っていいほど香芝って選挙があるまちなんですよ。あと、近いところでは、もうあと半年で統一地方選がありますよね。だから、言うたらまたすぐに選挙があるんですよ。ということでありますので、1回で一遍にいろんなことがたくさんという話ではないかと、無理かもしれませんが、1つずつ、2つずつと、ちょっとずつちょっとずつニーズに合った合理的配慮が1個ずつでも実現するようにということで、よろしくお願いします。

今回、合理的配慮とかニーズ、ヒアリングとかというところをキーワードで質問してきたわけでありますが、補助金の話、それから選挙・投票の話というとこら辺の合理的配慮っていうものについて、香芝市における現状、それからそれを踏まえて今後香芝をどうしていきたいのか、これに対してどう考えているのかというところをしっかりと市長に語ってほしいと思いますので、よろしくお願いします。

〇市長 まず最初は、補助金のお話だったと思います。筒井議員がおっしゃるように、当事者 しか分からないような問題、これは非常に多いんだと思います。私自身もいろんな団体の方と 会ったり、お話をする機会があります。こういった補助金があるんだよということを周知徹底 が足りない部分もあるかと思いますので、これからもお話しさせていただいて、いろんなお店 で協力的に使っていただけるようにお話はさせていただきたいと思います。

2つ目は、選挙のお話だったと思います。選挙の場合、投票所というところが慣れない場所 だということで、不安を感じていらっしゃるような方、視覚の障害をお持ちの方や心の病であ ったり、知的障害をお持ちというふうな方々というのは、そういうことがあるんかなというふ うに思います。また、人混みが苦手だというふうな方、これは精神障害の方とかで多いのかな と。当然、足に障害がある、腕に障害がある等で段差であったり、ものが書きにくい、いろん な方々がおられると思います。そういった方々を支援できるような環境が必要だというふうに 私も感じております。

障害の有無にかかわらず、誰もが生き生き活躍できるような合理的配慮にあふれた地域共生 社会をつくることが大事だと思いますので、今後とも障害の特性に応じた多様なニーズ等を踏 まえた合理的配慮の拡充に努めてまいりたいと思います。ご質問ありがとうございました。

○筒井 寛 ありがとうございます。

福岡市長は、とにかく思いとしてはそういう思いを持ってくれてはるということは、重々分かりますので、私もまだまだ勉強不足の部分もあり、申し訳ないけど理事者の方々のほうもち

ょっとこれから調査研究をしていただいて、研修を積んでいただいて、もちろん私たちも一緒になってそれを考えて、香芝が、本日のタイトル、合理的配慮で「奈良いち」になると、ほかの県内他市町村がこのことやったら香芝を見習えと、香芝に教えてもらえと呼ばれるぐらい、本当にあらゆるところに当たり前に合理的配慮というものがあふれてる、そんなまちに香芝市がなったらいいなというふうな思い、その期待を持ち、またその思いを皆さんと、今日はこれで共有できたかなという、そういう希望を持って、私の一般質問をこれで終わります。ありがとうございました。